

# 土砂災害に備えて

## 土石流とは・・・



山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水といっしょになって一気に下流へと押し流されるものを「土石流」といいます。その速さは時速20～40キロメートルにもなり、一瞬のうちに人家や田畑などを壊滅させてしまいます。

### こんな所が危険です！

- 谷川に大きな石がごろごろあるところ。
- 裏山に急な谷川があるところ。
- 過去に谷を流れた土石流が谷の出口のところに堆積してできた扇状地。

### こんな前ぶれに要注意！

- 山鳴りがする。
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。(土砂により上流で流れがせき止められている)
- 川が濁ったり、流木が流れる。

## がけ崩れとは・・・



「がけ崩れ」は、地震や雨の影響によって土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。突然崩れ落ちるため、逃げ遅れる人が多く、大切な人命が失われたり、家が壊されたりします。

### こんな所が危険です！

- がけにひび割れがしているところ。
- がけの上部がせり出しているところ。
- 急ながけで高いところ。
- がけから水が湧き出したり、がけの表面を水が流れているところ。

### こんな前ぶれに要注意！

- がけに割れ目が見える。
- がけから水が湧き出している。
- がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- がけから木の根が切れる等の音がする。

## 地すべりとは・・・



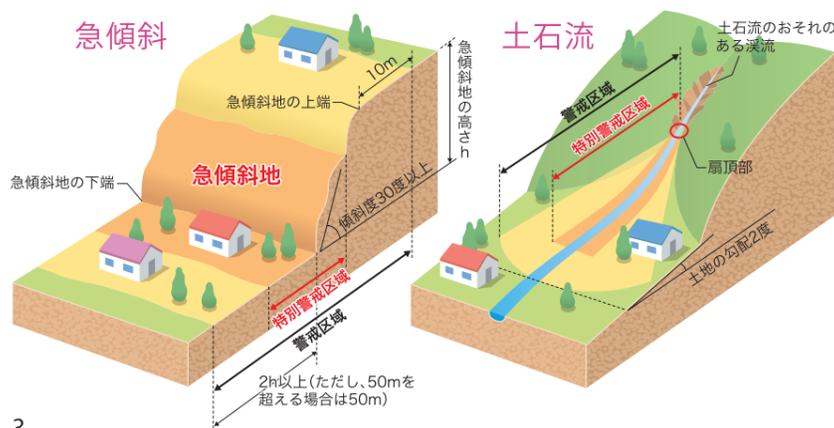
地下水が粘土のようなすべりやすい層にしみ込んで、そこから上の地面が動き出すのが「地すべり」です。一般的に広い範囲にわたって発生し、動く土の量も多いため、大きな被害に及ぶおそれがあります。

### こんな前ぶれに要注意！

- 沢や井戸の水が濁る。
- 地面にひび割れができる。
- 斜面から水が湧き出す。
- 家や擁壁に亀裂が入る。
- 家や擁壁、樹木や電柱が傾く。

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域について

「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。この法律に基づき、長野県では、土砂災害のおそれがある区域について、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定、公表を進めています。



### 土砂災害警戒区域 (土砂災害のおそれがある区域)

- 身の回りの危険箇所の確認
  - いざというときの避難先や避難路の確認
- など、家庭や地域での防災対策を進めましょう。

### 土砂災害特別警戒区域

(建築物に損壊が生じ、大きな被害が生じるおそれがある区域)

「居室を有する建築物を建てる場合には、衝撃に耐えられる構造にしなければならない。」など、建築物に対する規制があります。

# 雪害に備えて

地震や台風などによる災害とは少し性質がことなりますが、私たちの生活に大きな影響を及ぼすのが大雪です。これまでの茅野市の大雪の記録には、大正元年の56cm、昭和3年の63cm、昭和12年の52cm、平成10年の45cm、平成13年の69cm、平成26年52cmなどがあります。

平成26年2月14～15日の大雪では52cmの降雪があり、宮川から金沢間の国道20号線では車両が立ち往生した。中央自動車道やJR中央線などの交通機関でも数日間通行止めとなり、大混乱となったことは記憶に新しいところです。

大雪でまず必要なのが除雪ですが、懸命な作業にもかかわらず、なかなか市内全域に行き届かないのが現状です。生活道路の除雪は、どうしても市民のみなさんの協力が必要となります。

## 大雪のときの注意事項

### 雪下ろしをするとき

- 命綱と滑り止めを必ずつけ、はしごは倒れないようにしっかり固定しましょう。
- 一人で雪下ろしをすることは避け、家族や隣近所に知らせてから行いましょう。
- 暖かい日や雨の降ったあとは、屋根の雪がゆるみやすいため注意しましょう。

### 雪を片付けるとき

- 家庭の雪を道路に出すと交通障害や交通事故につながるおそれがあります。(長野県公安委員会の規則により禁止されています。)
- 雪を水路などへ入れると、増水しあふれてしまうので、やめましょう。



### 除雪機械を使って作業するとき

- 機械に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを止めましょう。
- 夜間や早朝は機械や道路が凍結しますので、特に注意しましょう。
- 道路が傾斜している場所では、路肩からの転落に注意しましょう。

### その他の注意事項

- 路上駐車は除雪作業の妨げになりますので、絶対やめましょう。
- 雪をのせたまま車を走らせるのは大変危険です。
- 降雪時は、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出する場合は公共交通機関を利用しましょう。
- 屋根からの落雪に注意しましょう。
- 自宅のまわりや地域の歩道などは自分たちで除雪しましょう。

## 茅野市大雪対策協力交付金制度のあらまし

### 趣 旨

市民のみなさんと市との協力の上に、きめ細かな除排雪等を実施することを目的としています。大雪等により茅野市雪害対策本部が設置された場合に限り、市内の区及び自治会(以下「区等」)に対し、大雪対策協力交付金を交付します。

### 交付の対象

- 交付金は、次に掲げる対応のすべてを実施した区等に対して交付します。
- (1) 区等の区域内の除排雪及び凍結防止対策
  - (2) 区等の区域内の大雪の状況の把握
  - (3) ひとり暮らし老人等の災害時要援護者への対応
  - (4) その他大雪対策に関すること

### 交付金額

交付金額は、均等割と世帯割により算出します。それぞれの額は均等割が1区等当たり75,000円、世帯割が1世帯当たり500円です。区等の世帯数は区等と市の間で締結する行政連絡事務委託契約のために届出のあった数とします。また、交付金は茅野市雪害対策本部の設置から解散までの期間に対し1回に限り交付します。

### 申 請

区等の代表者の申請となります。大雪対策協力交付金交付申請書に除排雪等実施報告書を添えて、市長に提出していただきます。